

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

1. 一戸建て住宅、共同住宅等、又は複合建築物の住宅部分（税込価格）

① 一戸建て住宅

評価対象 延べ面積	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金（税込）				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 1
200㎡以下	46,200円	22,000円	新規料金を適用	31,900円	6,600円
200㎡超	56,100円	26,400円	新規料金を適用	39,600円	6,600円

※1 次の(a)、(b)、又は(c)に該当するものが対象となります。

- (a) 当該基準に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書を添えるもの。
- (b) 当社に対し、設計住宅性能評価申請又は省エネ適判を提出するもの（ただし、技術的審査に係る設計図書、及び計算書が同一であるものに限る）。
- (c) 変更を行う場合で、技術的な審査を伴わないもの。

② 共同住宅等

評価対象 延べ面積 ※1	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金（税込）				
	基本料金	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2	変更技術的審査料金		
			当社以外で、直前の技術的審査依頼を行った場合	当社で直前の評価を行ったもの	技術的な審査を省略できるもの、又は省略が可能なサービスと同時申請※ 2
200㎡以下	110,000円+M×3,300円	55,000円	新規料金を適用	77,000円+Mc×3,300円	Mc×6,600円
200㎡超	143,000円+M×3,300円		新規料金を適用	100,100円+Mc×3,300円	Mc×6,600円

M: 評価対象住戸（共用部分は1住戸とみなして計算します）

Mc: 評価対象住戸のうち、変更する戸数

※1 住戸部分の延べ面積とし、共用部分は一次エネルギー消費量の計算を行う部分の面積とします。

※2 ①一戸建て住宅の※1に同じです。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

2.住宅以外の建築物、又は複合建築物の住宅以外の部分(税込価格)

評価対象 延べ面積	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金(税込)						
	ホテル等・病院等・集会所等およびこれらを含む複合建築物		用途の区分が左記以外の場合		変更技術的審査料金		
	モデル建物法以外の 計算方法による もの	モデル建物法 によるもの	モデル建物法以外の 計算方法による もの	モデル建物法 によるもの	当社以外で、直前 の評価を行った場 合	モデル建物法以 外の計算方法に よるもの	モデル建物法 によるもの
300㎡以下	217,800円	121,000円	157,300円	84,700円	新規料金を適用	108,900円 (12,100円※1)	60,500円 (12,100円※1)
300㎡超 2,000㎡以下	363,000円	205,700円	459,800円	121,000円	新規料金を適用	181,500円 (12,100円※1)	96,800円 (12,100円※1)
2,000㎡超 5,000㎡以下	484,000円	266,200円	290,400円	157,300円	新規料金を適用	242,000円 (12,100円※1)	121,000円 (12,100円※1)
5,000㎡超 20,000㎡以下	580,800円	302,500円	363,000円	217,800円 (157,300円※2)	新規料金を適用	290,400円 (12,100円※1)	157,300円 (12,100円※1) (121,000円※2)
20,000㎡超 50,000㎡以下	810,700円	459,800円	520,300円	290,400円 (157,300円※2)	新規料金を適用	399,300円 (12,100円※1)	229,900円 (12,100円※1) (121,000円※2)
50,000㎡超	1,113,200円	605,000円	750,200円	363,000円 (157,300円※2)	新規料金を適用	544,500円 (12,100円※1)	302,500円 (12,100円※1) (121,000円※2)

※1 審査を伴わない場合です。

※2 主要用途が工場等の場合はカッコ内の料金とします。